

通訳人名簿登録希望の方へ

東京三弁護士会刑事弁護委員会外国人事件部会

この度は、弁護士会の通訳人名簿への登録をご希望いただき、誠にありがとうございます。

東京三弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会）では、刑事事件における当番弁護士を派遣する際に、被疑者あるいは被告人に通訳が必要な場合に、派遣する通訳人名簿を調製しております。また、同様に、主に民事事件における法律相談も運営しており、外国人のための法律相談においては、相談者の希望に応じて通訳人を手配する通訳人名簿も調製しております（各制度の詳細については別紙をご覧ください。）。

これらの通訳人名簿への登録受付手続については下記のとおりとなっておりますので、必要書類のご提出をお願いいたします。ご提出いただいた資料等をもとに当部会において所定の審査を行い、審査結果につきましては書面でご連絡いたします。

記

1. 受付時間

平日 午前10時～午後4時（正午から午後1時までを除く）

※提出は弁護士会にお越しくください（郵送では受け付けておりません）。なお、提出にお越しになる際は、事前にお電話のうえ、来会日時をお知らせくださいますようお願いいたします。

電話番号 03-3581-2257 第二東京弁護士会 人権課（担当：宮崎）

2. 受付方法

次の書類のご提出をお願いします。

①通訳人名簿登載申請書

※同封の「当番弁護士通訳ガイドライン」、別紙1の「刑事弁護センター当番弁護士通訳業務等について」及び別紙2の「弁護士会法律相談センター通訳業務等について」をお読みいただき、申請書のチェックボックスにチェックをお願いします。

②写真付身分証明書の原本及びその写し

（パスポート、運転免許証、マイナンバーカードの表面（但し、個人番号（マイナンバー）の記載がある部分の写しは提出しないで下さい。）等）

※外国籍の方は必ず在留カードをお持ち下さい。

③履歴書

④母語以外の語学力を証明する資料

⑤通訳（翻訳）実績に関する資料

⑥兼業許可証明書（現在会社員として勤務されている方のみ）

3. 審査について

書面審査後、面接を行う場合があります。面接を行う場合は個別にご連絡します。

4. 個人情報の取扱いについて

提供を受けた個人情報は、東京三弁護士会において適切に管理し、刑事事件に関して通訳人を派遣・紹介するため及び民事事件における法律相談に関して、通訳人を手配・紹介するため等に利用します。また、同目的のために、通訳人の派遣・手配・紹介を希望する東京三弁護士会・近県弁護士会（神奈川・千葉・埼玉・静岡・山梨・栃木・群馬・茨城・長野・新潟の各弁護士会）に所属する弁護士・日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）に対し、提供を受けた個人情報（氏名及び連絡先等）を提供・開示することがありますので、ご了承ください（報酬等については、依頼の際にご確認ください）。

提供を受けた個人情報は、予め本人の同意を得た場合その他個人情報保護法や関連法令で認められる場合を除き、第三者に提供・開示することはいたしません。個人情報の開示・訂正・追加若しくは削除・利用停止等を希望される場合や、個人情報の取扱いに関する苦情等については、下記までご連絡ください。

5. 受付場所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3（下記地図参照）
弁護士会館9階 第二東京弁護士会 人権課



- ・東京メトロ丸ノ内線、日比谷線、千代田線「霞ヶ関駅」B1-b出口より直通。A1出口より徒歩2分。C1出口より徒歩3分。
- ・東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口より徒歩8分。
- ・都営三田線「日比谷駅」から日比谷公園を通り徒歩8分。
- ・JR「有楽町駅」から日比谷口よりお堀沿い徒歩10分。

以上

問い合わせ先	第二東京弁護士会 人権課
	TEL:03-3581-2257 FAX:03-3581-3338
〒100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階

(別紙1)

刑事弁護センター当番弁護士通訳業務等について

1. 当番弁護士

当番弁護士制度とは、1回に限り無料で、弁護士が捜査機関に身体が拘束されている人に会いに行き(接見)、法的なアドバイスをするものです。

2. 接見時における通訳業務

通訳人の業務は、弁護士と依頼者(被疑者・被告人)の発言を、通訳人の意見を交えずに、そのまま忠実に、相互に伝えることです。

3. 守秘義務

当番弁護士における通訳業務上知り得た秘密は、通訳人登録抹消後も漏らしてはいけません。当番弁護士における通訳業務を通して知り得た情報は全てプライバシーに係るものですので、秘密厳守をお願いします。

4. 通訳業務依頼の流れ

通訳業務の依頼は、被疑者・被告人が拘束されている警察署等の場所、通訳人の住所、常時連絡が取れるか等を考慮して当番弁護士センターから依頼します。

なお、通訳人名簿は、私選弁護人のための通訳人紹介の際にも使用することがありますので、ご了承下さい(この場合は、紹介を受けた弁護士からご連絡いたします。)

5. 通訳料について(金額は消費税別)

①被疑者・被告人との接見通訳料については、最初の1時間まで15,000円、15分増す毎に2,500円加算。一日の上限は25,000円。

②被疑者・被告人の家族その他関係者との電話及び面接の際の通訳費用については、最初の10分間まで2,500円、10分増す毎に2,500円。1時間を超えた場合、15分増す毎に2,500円。一日の上限は25,000円。

③上記①及び②の通訳費用は、合計100,000円を上限とする。ただし、相当の事情があるときは上限を超えて支払う。

④交通費は公共交通機関を利用した場合の実費を支給。なお、車で移動した場合には、当該移動に必要なだったと合理的に考えられる公共交通機関の経路分の交通費のみ支給(高速道路を使用した場合でも、高速道路料金は支給しません。)。ただし、いずれも1回3,000円(往復)が上限。

⑤接見場所に行ったが、接見が実施されなかった場合の通訳人日当は5,000円。

⑥待機時間(弁護士との待ち合わせ時刻又は通訳人の到着時刻の遅い時刻から、接見開始までの時間)については、20分を超えた時から20分毎に1,000円。ただし、一日の上限は4,000円。

⑦翻訳費用は、A4版1枚(日本語1,000字程度を目安)につき4,500円。

※通訳費用の支払は弁護士会から口座振り込みにて行います。

※当番弁護士が出勤した結果刑事被疑者弁護援助制度を使用した場合、通訳料等の支払基準は異なりますのでご了承ください。

※この通訳人名簿は日本司法支援センター(法テラス)の通訳人名簿とは別の名簿であり、通訳料等の支払基準も法テラスとは異なりますのでご了承ください。

6. 各会連絡先

東京弁護士会：03-3581-2205

第一東京弁護士会：03-3595-8582

第二東京弁護士会：03-3581-2257

当番弁護士センター：03-3580-0082

以上

(別紙2)

弁護士会法律相談センター通訳業務等について

1. 弁護士会法律相談センターの外国人相談業務

弁護士会法律相談センター（以下「法律相談センター」といいます。）は、弁護士が、相談者と面談して、法的なアドバイスをする法律相談を運営する機関です。相談内容は、一般的な民事事件のほか、国際家事事件（結婚・離婚・相続等）、入管法に関わる事件（在留資格や難民申請等）など多岐にわたります。

2. 相談時における通訳業務

通訳人の業務は、弁護士と相談者の発言を、通訳人の意見を交えずに、そのまま忠実に、相互に伝えることです。

3. 守秘義務

法律相談センターの通訳業務上知り得た秘密は、通訳人登録抹消後も漏らしてはいけません。法律相談センター業務にて知り得る情報は全てプライバシーに係るものですので秘密厳守をお願いします。

4. 通訳業務依頼の流れ

通訳業務の依頼は、法律相談センターで予約を受け付けた外国人相談のうち、相談者が通訳を希望した場合に、必要な言語、相談場所等を考慮して法律相談センターの事務局が行います。

なお、通訳人名簿は、外国人の法律相談を取り扱う弁護士に通訳人を紹介する際にも使用することがありますので、ご了承下さい（この場合は、紹介を受けた弁護士からご連絡いたします。）。

5. 相談場所について

主な相談場所は、下記のとおりです（ただし、今後変更の可能性もあります）。また、担当する弁護士の事務所の場合もあります。

(1) 新宿総合法律相談センター（新宿区歌舞伎町2-4-1 東京都健康プラザハイジア8階）

月・火・金 午後1時～午後4時 水 午前10時～12時

(2) 蒲田法律相談センター（大田区西蒲田7-48-3 大越ビル6階）

水、金 午後5時～午後8時

6. 多摩地区での外国人事件専門法律相談

東京三弁護士会多摩支部でも、多摩地区における外国人事件専門法律相談事業を実施しています。当該事業では、原則担当弁護士の事務所で相談を行いますが、通訳人が必要な場合は、東京三弁護士会多摩支部事務局から担当弁護士に対して通訳人候補者の連絡先等の情報を伝え、担当弁護士と通訳人候補者との間で通訳人の確保、時間等の調整を行ってもらうこととなります。

7. 通訳料について（新宿総合法律相談センター、蒲田法律相談センター）

通訳料は、1時間当たり11,000円（消費税込）、交通費は一律1,100円（消費税込み）です。

待機謝金は発生しません。但し、前日以降、法律相談センターから執務の連絡がなされた上で、執務日当日に相談がキャンセルになった場合には11,000円（消費税込）を支払います。

なお、法律相談センター以外での相談の場合は、直接担当弁護士と通訳料について取り決めをして下さい。

8. 連絡先 東京弁護士会 法律相談課：03-3581-2206

第一東京弁護士会 法律相談課：03-3595-8575

第二東京弁護士会 法律相談課：03-3581-2250

東京三弁護士会多摩支部事務局：042-548-3800

以上